

新型コロナウイルス感染症への取り組み

*感染防止に関する取り組みについて

【対策全般について】

- ① 新型コロナウイルスに関する対応マニュアルを作成し、対策を講じています。
- ② 感染症対策委員会を通して、適宜新型コロナウイルスに関する専門的な知識を深め、対策を講じています。
- ③ 入居系施設においては感染者（疑い者）が発生した場合に集団感染を防ぐための想定訓練を行っています。
- ④ 訓練に必要な工程表、シフト等のシミュレーションを行い、感染対策の準備を進めています。
- ⑤ 感染者（疑い者）が発生した場合に使用する感染予防具の作成、サージカルマスクや手指消毒用アルコール等の補充を積極的に行い、必要量をストックしています。
- ⑥ 新型コロナウイルスに関する相談窓口を設け、いつでも相談していただける環境を整えています。

【職員に対して】

- ① 毎日2回の検温を実施し、健康観察をしています。
- ② 職員に発熱や風邪症状があった場合は出勤を認めず、医療機関の受診を勧めるとともに医師の指示に従います。
- ③ プライベートの時間であっても、カラオケ店やパチンコ店等の三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）を避け、人の往来が多い場所に入りしないように自粛を促し、行動記録の管理をするよう指導しています。
- ④ 職員の同居家族についても、市内や隣接する自治体等において感染症が発生している時期に発熱や風邪症状があった場合及び冠婚葬祭などの三密状況への出入りがあった場合、さらに感染流行地への出入りがあった場合は、職員に自己申告させ、その後の健康管理に留意します。
- ⑤ マスクの常時着用、手洗い・手指消毒の励行、1時間ごとの換気、共用部分の消毒を徹底しています。
- ⑥ 新しい生活様式に沿った行動を自己チェックし、上司に報告・相談できるようにしています。
- ⑦ 市内や隣接市等において感染症が発生した場合には、施設内での職員の往来を制限し、会議なども感染対策のうえ、必要最小限で開催するようにしています。
- ⑧ 全職員に対し、新型コロナウイルスに関する参考資料等を閲覧させるなど、感染予防に対する教育を行っています。
- ⑨ 感染（疑い者を含む）区域を担当する職員へ感染予防具の着脱、実践を想定した模擬訓練を行っています。

【ご利用者に対して】

- ① 毎日、検温を実施しています。
- ② 食事の際など、手指消毒や手洗いを行っていただいています。
- ③ リハビリやレクリエーションなどでは三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。
- ④ 市内や隣接市等において感染症が発生している時期に、やむを得ず外出しなければならない場合は、マスク着用と手指衛生の徹底を行っていただきます。
- ⑤ 行政の指導もあり、市内や隣接市等において感染症が発生している時期にはご自宅への外泊やご家族との面会も控えていただいています。ご希望者には、タブレットで面会（テレビ電話）ができるように配慮しています。
- ⑥ 入所ご利用者には、発熱や風邪症状の有症状者をチェックし、万一の施設内での発生を早期に把握できるようにしています。
- ⑦ 短期入所については、市内や隣接市等において感染症が発生している時期にご本人や同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、原則としてサービスの一時停止をお願いしています。

【その他】

- ① 業者等の施設への立ち入りについては、検温と問診表による確認を行い、該当項目があれば内部への立ち入りを制限し、玄関で対応するようにしています。
- ② 来訪者すべてに氏名、来訪日時、連絡先を記入してもらっています。
- ③ 市内や隣接市等において感染症が発生している時期には、実習生、ボランティア、業者等の施設への立ち入りを制限しています。

*感染者等が発生した場合の対応について

- ① 直ちに施設長等へ報告し、施設全体で情報を共有するとともに、指定権者（県）への報告を行います。また、利用者のご家族等に報告します。
- ② 嘱託医及び保健所に連絡し、指示を受けます。また、感染拡大を防ぐために、保健所の調査に積極的に協力します。
- ③ 職員、利用者ともに感染した場合は原則として入院することになります。
- ④ 濃厚接触者と考えられる利用者については、原則として個室対応とします。なお、多床室の場合は、「ベッドの距離を2 m以上離す」などの対応をします。
- ⑤ 感染者が発生した場合は、施設名を公表することとしています。ただし、関係機関と協議したうえで行います。
- ⑥ その他、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に沿って迅速に対応します。